議案第１０２号

世田谷区立上用賀公園運動場の指定管理者の指定

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　世田谷区立上用賀公園運動場の指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立上用賀公園運動場の指定管理者の指定

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、世田谷区立上用賀公園運動場の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立上用賀公園運動場	上用賀公園運動場維持管理・運営共同企業体	東京都中央区日本橋三丁目１番８号	令和１２年１月１日から令和３３年３月３１日まで